

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成26年1月31日

政策	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案		
担当課	国土政策局特別地域振興官	担当課長名	岡野 克弥
規制の目的、内容、必要性等	<p>&lt;奄美群島振興開発特別措置法関係&gt;</p> <p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内士法の特例の創設（第17条第1～4項）</li> <li>・奄美群島特例通訳案内士の業務実施区域制限の創設（第17条第6項）</li> <li>・奄美群島特例通訳案内士の名称等制限の創設（第17条第7項）</li> <li>・旅行業法の特例の創設（第18条第1項、第4項）</li> <li>・奄美群島内限定旅行者代理業者の標識の提示制限等の創設（第18条第2項、第3項）</li> <li>・奄美群島内限定旅行者代理業者に対する報告徴収制度の創設（第18条第5項）</li> </ul> <p>② 規制の目的</p> <p>奄美群島が平成28年に「奄美・琉球」として沖縄と同時に世界自然遺産登録を目指す中で、今後見込まれる外国人を含めた観光客の増加への対応を行うことにより、観光等の産業の振興を図り、もって奄美群島の自立的発展による定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 関連する政策目標 「10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備」</li> <li>b 関連する施策目標 「39 離島等の振興を図る」</li> <li>c 関連する業績指標 「170 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口」</li> <li>d 業績指標の目標値及び目標年度 112千人以上（平成24年度実績値：117千人）</li> <li>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</li> </ul> <p>④ 規制緩和の内容</p> <p>(1) 通訳案内士関連の特例の創設</p> <p>現行では、通訳案内業は、国家試験を合格した有資格者のみが行える業であるが、奄美群島の振興の観点から、奄美群島内の市町村が奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、通訳案内士試験に代わり認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を終了した者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有することができることとする。</p> <p>なお、奄美群島特例通訳案内士は奄美群島の振興のためのものであるから、認定を受けた区域外において、業を行うことができないこととし、奄美群島特例通訳案内士は通訳案内士法の特例であるため、その名称を表示するときは、認定を受けた区域を明示するものとし、その区域以外の区域を表示してはならないものとする。</p>		

## (2) 旅行業法の特例の創設

旅行業者代理業は、報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行業者を代理して旅行に関する契約を締結する行為を行う事業であり、現行では、旅行業者代理業を営むためには営業所ごとに一人以上、旅行業務取扱管理者（国家資格）を選任して置かなければならないが、奄美群島の振興の観点から、奄美群島内の市町村が観光客旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、当該観光客旅客滞在促進事業を実施する事業者は、旅行業法の旅行業者代理業の登録を受けたもの（以下「奄美群島内限定旅行業者代理業者」という）とみなす。その上で、上記の登録を受けたものとみなされた事業者は、その営業所において、旅行業務取扱管理者の代わりに、奄美群島内の旅行業務の取り扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとする。

なお、奄美群島内限定旅行業者代理業者は、旅行業者代理業者とみなされるものであるため、営業所において一定の様式の標識を提示しなければならないこととし、その他の者は、当該標識等を掲示してはならないこととする。

また、認定事業の実施を担保するため、奄美群島内限定旅行業者代理業者に対し、認定事業の実施状況についての報告を国土交通大臣が求めることができることとする。

## ⑤ 規制の必要性

### (1) 通訳案内士関連（規制の緩和及びそれに伴う所要の規制の必要性）

奄美群島の本土への復帰以来、法に基づく諸施策が講じられた結果、社会資本の整備が着実に進むなど一定の成果が見られ、奄美群島住民の生活水準も一定程度向上した。しかしながら、奄美群島と本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面における諸格差が未だ残されており、若年層の人口流出が続いている。（＝目標と現状のギャップ）

奄美群島は平成28年の世界自然遺産登録を目指しており、今後外国人観光客の増加が更に見込まれているが、奄美群島に在住する通訳案内士はおらず、外国人観光客に対する十分な受入体制が整っていない状態にある。また、世界自然遺産登録を「奄美・琉球」として目指しているところ、沖縄では沖縄特例通訳案内士制度が認められており、受け入れ体制が整えられているが、奄美では制度が認められておらず、同じ世界自然遺産登録がなされる区域として一貫した受け入れ体制を整えることができていない。（＝原因分析）

通訳案内業は、国家試験を合格した有資格者のみが行える業であるが、全国一律型の試験内容・レベルとなっていることなどから、奄美群島に存在する通訳案内士は存在しない。（＝課題特定）

奄美群島においては、一般より緩和された要件で有償外国人ガイドを実施できるようにする奄美群島特例通訳案内士制度を導入し、これにより、資質を担保した上で奄美群島の実情に応じたガイドを導入できることになり、世界自然遺産登録に向けて外国人観光客の受入体制の整備を図ることができる。なお、規制の緩和は奄美群島の振興のためのものであることから、業務実施区域制限の創設等の所要の規制を行うこととする。（＝規制の具体的内容）

### (2) 旅行業法関連（規制の緩和及びそれに伴う所要の規制の必要性）

奄美群島の本土への復帰以来、法に基づく諸施策が講じられた結果、社会資本の整備が着実に進むなど一定の成果が見られ、奄美群島住民の生活水準も一定程度向上した。しかしながら、奄美群島と本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面における諸格差が未だ

残されており、若年層の人口流出が続いている。(=目標と現状のギャップ)

若年層の人口流出が続いている背景は、奄美群島に十分な雇用の場がないためであり、観光業をはじめとした産業振興を図り、雇用拡大を図る必要がある。(=原因分析)

奄美群島では、近年の世界自然遺産の暫定リスト登録等を受けて観光客が増加している中で、島ごとの個性的な体験メニュー・ガイドツアーが数多く整備されつつあるが、更なる観光の振興を図るためには、観光客の多様なニーズに合わせた観光体験メニューを提供する環境整備が必要であり、宿泊・旅行サービスのワンストップ化や販売ルートの拡大等が課題となっている。(=課題特定)

このため、旅行業法の特例を創設し、宿泊業者が自らの宿泊施設の宿泊者に対して着地型ツアー等の販売ができるようにする。これにより、特例の対象となった宿泊施設を利用する旅行者は、当該宿泊施設で宿泊・旅行サービスをワンストップで受けることができる。宿泊業者は幅広いサービスの提供が可能となり、集客の向上・リピーターの確保につながる。旅行者は宿泊業者への委託販売が可能となり、着地型旅行商品の販路が拡大し、地域全体としては着地型旅行商品等による観光客の滞在促進につながる。なお、規制の緩和は奄美群島の振興のためのものであることから、標識の掲示等の所要の規制を行うこととする。(=規制の具体的内容)

#### <小笠原諸島振興開発特別措置法関係>

##### ① 法令案等の名称・関連条項とその内容

- ・通訳案内士法の特例の創設（第 17 条第 1～4 項）
- ・小笠原諸島特例通訳案内士の業務区域制限の創設（第 17 条第 6 項）
- ・旅行業法の特例の創設（第 18 条第 1 項、第 4 項）
- ・小笠原諸島内限定旅行者代理業者の標識の提示制限等の創設（第 18 条第 2 項、第 3 項）
- ・小笠原諸島内限定旅行者代理業者に対する報告徴収制度の創設（第 18 条第 5 項）

##### ② 規制の目的

小笠原諸島は、平成 23 年に世界自然遺産登録がなされ、大型クルーズ船の寄港のための整備が行われることから、今後見込まれる外国人を含めた観光客の増加への対応を行うことにより、観光等の産業の振興を図り、もって小笠原諸島の自立的発展による定住の促進を図ることを目的とする。

##### ③ 規制の目的に関する目標

- a 関連する政策目標  
「10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備」
- b 関連する施策目標  
「39 離島等の振興を図る」
- c 関連する業績指標  
「170 離島等の総人口 ③小笠原村の総人口」
- d 業績指標の目標値及び目標年度  
3,000 人以上（平成 24 年度実績値：2,509 人）
- e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標  
—

##### ④ 規制の内容

###### (1) 通訳案内士関連の特例の創設

規制の緩和。現行では、通訳案内業は、国家試験を合格した有資格者

のみが行える業であるが、小笠原群島の振興の観点から、小笠原村が小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、通訳案内士試験に代わり認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有することができることとする。

なお、小笠原諸島特例通訳案内士は小笠原諸島の振興のためのものであるから、小笠原諸島以外において、業を行うことができないこととする。

#### (2) 旅行業法の特例の創設

規制の緩和。旅行業者代理業は、報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行業者を代理して旅行に関する契約を締結する行為を行う事業であり、現行では、旅行業者代理業を営むためには営業所ごとに一人以上、旅行業務取扱管理者（国家資格）を選任して置かなければならないが、小笠原諸島の振興の観点から、小笠原村が観光客旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合には、当該観光客旅客滞在促進事業を実施する事業者は、旅行業法の旅行業者代理業の登録を受けたもの（以下「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という）とみなす。その上で、上記の登録を受けたものとみなされた事業者は、その営業所において、旅行業務取扱管理者の代わりに、奄美群島内の旅行業務の取り扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとする。

なお、小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、旅行業者代理業者とみなされるものであるため、営業所において一定の様式の標識を提示しなければならないこととし、その他の者は、当該標識等を掲示してはならないこととする。

また、認定事業の実施を担保するため、小笠原諸島内限定旅行業者代理業者に対し、認定事業の実施状況についての報告を国土交通大臣が求めることができることとする。

### ⑤ 規制の必要性

#### (1) 通訳案内士関連（規制の緩和及びそれに伴う所要の規制の必要性）

小笠原諸島の本土への復帰以来、法に基づく諸施策が講じられた結果、社会資本の整備が着実に進むなど相応の成果が見られ、小笠原諸島住民の生活水準も一定程度向上した。しかしながら、交通アクセスの整備のほか、住民の高齢化の進展を踏まえた保険・福祉・医療の充実や、帰島の促進などといった課題が依然として存在し、観光業を中心とした定住の促進に必要な産業の振興が必要となっている（＝目標と現状のギャップ）

小笠原諸島は、平成23年に世界自然遺産登録がなされ、大型クルーズ船の寄港のための整備が行われることから、今般、外国人観光客の増加が見込まれている。しかしながら、小笠原諸島に在住する通訳案内士はおらず、外国人観光客に対する十分な受入体制が整っていない状態にある。（＝原因分析）

通訳案内業は、国家試験を合格した有資格者のみが行える業であるが、全国一律型の試験内容・レベルとなっていることなどから、小笠原諸島に存在する通訳案内士は存在しない。（＝課題特定）

小笠原諸島においては、一般より緩和された要件で有償外国人ガイドを実施できるようにする小笠原諸島特例通訳案内士制度を導入し、これにより、資質を担保した上で小笠原諸島の実情に応じたガイドを

	<p>導入できることになり、世界自然遺産登録に向けて外国人観光客の受入体制の整備を図ることができる。なお、規制の緩和は小笠原諸島の振興のためのものであることから、業務実施区域制限の創設等の所要の規制を行うこととする。(＝規制の具体的内容)</p> <p>(2) 旅行業法関連（規制の緩和及びそれに伴う所要の規制の必要性）</p> <p>小笠原諸島の本土への復帰以来、法に基づく諸施策が講じられた結果、社会資本の整備が着実に進むなど相応の成果が見られ、小笠原諸島住民の生活水準も一定程度向上した。しかしながら、交通アクセスの整備のほか、住民の高齢化の進展を踏まえた保険・福祉・医療の充実や、帰島の促進などといった課題が依然として存在し、観光業を中心とした定住の促進に必要な産業の振興が必要となっている（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>定住の促進が進まない背景は、小笠原諸島に十分な雇用の場がないためであり、観光業をはじめとした産業振興を図り、雇用拡大を図る必要がある。(＝原因分析)</p> <p>小笠原諸島では、イルカウォッチングや戦跡ツアーなど個性的な体験メニュー・ガイドツアーが整備されている。更なる観光の振興を図るためには、観光客の多様なニーズに合わせた観光体験メニューを提供する環境整備が必要であり、宿泊・旅行サービスのワンストップ化や販売ルートの拡大等が課題となっている。(＝課題特定)</p> <p>このため、旅行業法の特例を創設し、宿泊業者が自らの宿泊施設の宿泊者に対して着地型ツアー等の販売ができるようにする。これにより、特例の対象となった宿泊施設を利用する旅行者は、当該宿泊施設で宿泊・旅行サービスをワンストップで受けることができる。宿泊業者は幅広いサービスの提供が可能となり、集客の向上・リピーターの確保につながる。旅行者は宿泊業者への委託販売が可能となり、着地型旅行商品の販路が拡大し、地域全体としては着地型旅行商品等による観光客の滞在促進につながる。なお、規制の緩和は小笠原諸島の振興のためのものであることから、標識の掲示等の所要の規制を行うこととする。(＝規制の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>奄美群島及び小笠原諸島区域内における通訳案内業及び旅行業者代理業を行う場合については、完全自由化で行えることとする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>＜奄美群島・小笠原諸島＞</p> <p>(1) 通訳案内士関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内に関する研修に係る費用 (平均的な研修受講料：4万円。国家試験を受験するために要する費用に比べると極めて少ない)</li> </ul> <p>(2) 旅行業法関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業務の取り扱いについての研修に係る費用 (平均的な研修受講料：5千円。国家試験を受験するために要する費用に比べると極めて少ない)</li> <li>・認定を受けた旨の標識の掲示に係る費用（現行と同一）</li> <li>・認定事業の実施状況についての報告に係る費用（現行と同一）</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <p>＜奄美群島・小笠原諸島＞</p> <p>(1) 通訳案内士関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興促進計画の認定に係る費用（極めて少ない）</li> <li>・通訳案内に関する研修に係る費用（極めて少ない）</li> </ul> <p>(2) 旅行業法関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興促進計画の認定に係る費用（極めて少ない）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業の実施状況についての国土交通大臣の監督に係る費用（現行とほぼ同一）</li> <li>c その他の社会的費用 特になし</li> </ul> <p>②代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;奄美群島・小笠原諸島&gt;</li> <li>(1) 通訳案内士関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> <li>(2) 旅行業法関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>b 行政費用  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;奄美群島・小笠原諸島&gt;</li> <li>(1) 通訳案内士関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> <li>(2) 旅行業法関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;奄美群島・小笠原諸島&gt;</li> <li>(1) 通訳案内士関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル等の増加による社会的費用</li> </ul> </li> <li>(2) 旅行業法関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル等の増加による社会的費用</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>規制の便益</p>	<p>①当該規制案における便益の要素  本規制緩和を導入することにより、奄美群島及び小笠原諸島の観光等の産業の振興を図り、もって地域の自立的発展による定住の促進が図られることとなる。</p> <p>②代替案における便益の要素  代替案によっても、上記のような便益が得られる可能性はあるが、通訳案内業及び旅行者代理業のノウハウのない業者の参入によるトラブル等の増加により、観光等の産業の振興を減速させる可能性もある。</p>
<p>規制の効率性  （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>本規制緩和によって発生する費用は、行政費用は現行とほぼ同一であるものの、遵守費用が減少することにより全体的には減少することが想定されるが、既存特区の特例等を鑑みれば、今後見込まれる外国人を含めた観光客の増加等により奄美群島及び小笠原諸島の観光等の産業活性化が確実に増加すること（便益の増加）が期待され、本規制緩和の便益は規制の費用を大幅に上回ると言える。</p> <p>一方で、代替案においては、奄美群島及び小笠原諸島区域内の通訳案内業及び旅行者代理業の業界に参入しやすくなり、ノウハウのない業者によるトラブル等の増加による社会的費用の増加が想定され、これをもって奄美群島及び小笠原諸島の信用失墜にもつながり、観光等の振興の減速（便益の減少）も懸念される。</p> <p>従って、本規制緩和による方が、代替案よりも効率性の点で優れているといえる。</p>
<p>有識者の見解、  その他関連事項</p>	<p>① 審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見  &lt;奄美群島振興開発審議会意見具申（平成 25 年 6 月）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の奄美群島振興開発の方向性  （雇用創出のための重点 3 分野）  「観光は、世界自然遺産登録に向けた動きを魅力向上の好機と捉えるべき。」</li> </ul>

	<p>② 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの        &lt;奄美群島&gt;        ・奄美群島振興開発計画に基づく各種観光関連事業等        &lt;小笠原諸島振興開発審議会意見具申（平成 25 年 7 月）&gt;        ・今後の小笠原諸島振興開発の方向性        （具体的な施策例）        「世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムなど小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。」</p> <p>③ 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの        &lt;奄美群島&gt;        ・奄美群島振興開発計画に基づく各種観光関連事業等        &lt;小笠原群島&gt;        ・小笠原諸島振興開発計画に基づく各種観光関連事業等</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<p>政策チェックアップにより検証する。</p>
<p>その他        （規制の有効性等）</p>	<p>本規制緩和は、奄美群島及び小笠原諸島の観光等の産業の振興とそれによる定住の促進に有効なものである。</p>